

## 戦時下の合同問題 ホーリネスの視点から

上中 栄

筆者は、メソジストから見れば迷い出たような存在であるホーリネスの一教団（日本ホーリネス教団）に属し、また学位も学歴もない者である。また、筆者より能力ある方々が大勢おられるにもかかわらず、大切な学会誌に寄稿することに非常な恐れを感じている。

多少自虐的な物言いだ、福音派ではよく耳にする自己紹介の仕方である。こうした姿勢を肯定することは、メソジストの美学にはそぐわないであろうし、いわゆる主流派<sup>2</sup>に属する人々からは、このようないわゆる福音派「的」な言動が相手にされることは殆どない。

本稿で取り上げる合同問題は、人間の営みである教会の合同であるゆえ、こうした教派間の複雑な心境と無縁ではありえないが、それらが取り上げられる機会は多くない。実際には、福音派の歴史や神学の研究者の著述の中には、こうした意識が反映されたものが散見されるが、日本とアジア諸国の歴史観の違いに似て、立ち位置によって感覚は全く異なる。そこで、主流派ではないものの、日本基督教団成立から敗戦後までの歴史を共有しているホーリネスの視点を加味しながら、合同問題について再考してみたい。また、筆者はメソジスト

---

1 本稿は、2013年9月9日、ウェスレー・メソジスト学会での発題をもとに、補筆したものである。

2 周知の通り、「主流派」「福音派」という呼称は、日本のキリスト教界を見渡すには便利な分類ではあるが、便宜的なものである。本稿においても、古屋安雄「日本の福音派」『日本のキリスト教』教文館、2003年の分類を目安としている。

については不案内であり、諸文献から知り得る知識しかなく、まして論考はできない。ここでは合同問題再考に関連して、課題と思われることを記すにとどめる。

さて、日本基督教団成立については、よく知られているように二通りの評価がある。公権力の圧力に屈したという消極的評価と、教会の主体的決断、あるいは神の摂理によるという積極的評価である。いずれにせよ、戦時下という特殊な状況の中で、日本の教会が自らのアイデンティティを問われ、一つの決断を下したわけであるが、それは自らの「教派性」を問われた出来事でもあった。まずはこの教派性に着目していく。

## I. 合同に至る歴史の概観

### 1. 教派の成立

一般的に「教派」とは、一定の教憲や職制を有する、プロテスタント教会内の諸派を指す。

宗教改革以降に成立したプロテスタント諸教会は、領邦教会や国教会として形成された。そこでは、領主と領民の信仰に原則的に違いはなく、換言すれば公権力と民衆の間にも違いはなかった。しかし、アメリカの独立やフランス革命などを通じて、近代市民社会が形成されるようになると、領邦教会もその影響を受けるようになる。つまり、フランス革命で掲げられた「自由・平等・友愛」といった諸原理により、個人の自由や主体性が重視されるようになると、領主とは異なる信仰を持つ自由を主張する人々が現れるようになる。そうした人々が集まって形成されたのが「教派」である<sup>3</sup>。

この「教派」の特徴は主に二つ挙げられる。一つは、自らの存在意義を自覚

---

3 教派については、さしあたり日本基督教協議会文書事業部キリスト教大事典編集委員会編『キリスト教大事典』教文館、1983年、や、日本キリスト教歴史大事典編纂委員会編『日本キリスト教歴史大事典』教文館、1988年、の当該項目を参照のこと。詳しくは、E.トレルチ「キリスト教と社会思想」『トレルチ著作集 七』ヨルダン社、1981年、H.R.ニーバー『アメリカ型キリスト教の社会的起源』ヨルダン社、1978年、などを参照。

することである。領主から自由とは言え、その領主もキリスト教であるわけで、そうであるにもかかわらず教派を形成するのであるから、存在意義を自覚し、信仰告白などによってそれを明示する。これは自らの絶対性の主張であるが、他教派に対して排他的なものではない。もう一つの特徴は自由教会であること。この場合の自由とは、儀式や礼拝形式、組織といった事柄に関するものではなく、領主の信仰に対して、自由な信仰を持つという意味である。それは換言すれば、公権力からの自由な信仰ということになる。この公権力から自由な信仰を守るために勝ち取られてきたのが、「信教の自由」であり「政教分離原則」である。

こうした、いわゆる宗教社会学的なアプローチについて、キリスト教界の評価は決して好意的なものばかりではない。信条や職制によって、教派を神学的に規定することが主流であるためと思われるが、日本のキリスト教史については、神学的な規定だけでは説明できないことがある。これについては後述する。

余談になるが、メソジストが教会として組織されたのは1784年のアメリカ、イギリスで国教会から分かれたのは1795年のことである。つまり時期的に見てアメリカで発展するメソジストは、ヨーロッパにおけるような公権力との対峙は経験していないことになる。このことが、メソジストの教派としての自己同一性にどのような影響を与えているか、筆者は勉強不足のためこれ以上触れることはできないが、興味深い課題であると思っている。特に、日本の主なメソジスト系諸教会は、北米とカナダの三派の伝道の結実であり、後の三派合同も北米とカナダの総会の権威のもとで成立した。日本のメソジストの公権力との距離の取り方は、他教派と異なる部分があるが、そうしたことへの影響も考えられるのか<sup>4</sup>。

## 2. 日本の教会の教派性と公会主義

さて、日本のプロテスタント最初期の1872年、各教派の宣教師たちは協議会を開き、教派色を前面に出さないことを決議した。いわゆる「公会主義」であ

---

<sup>4</sup> このあたりの経緯については、澤田泰紳「日本メソヂスト教会史」『日本プロテスタント諸教派史の研究』教文館、1997年、を参照

る<sup>5</sup>。しかしこの公会主義は、いわば壮大な理想であって、神学的模索の結果生まれたものではなかった。日本宣教のために必要と思われた、便宜的なものと言える。そのため、各教派の独自性を包括するものとはなり得ず、次第に各ミッションを背景とした教派が乱立することになる。それでも、改革派系が合同して、1877年に日本基督一致教会が、英国教会系のミッションが合同して、1887年に日本聖公会が、メソジスト系が合同して、1907年に日本メソヂスト教会が成立するなど、それぞれの教派ごとではあるが、合同志向が温存されていったのが、日本のキリスト教史の特徴と言えるであろう。そしてそれは、日本基督教団成立の積極的評価につながる。

さらに、1878年から開かれた基督教信徒大親睦会を伏線として1923年に設立された日本基督教聯盟（以下、「連盟」と略記）は、憲法に教会の信条や政治の諸問題に触れる権能を有しないと定めながらも、連盟設立から2年足らずで「教派合同気運促進に関する調査委員会」を設置した。それは、教派分立の責任を感じていた宣教師らが連なる日本ミッション同盟が教会合同を連盟に申し入れたことや、1928年のエルサレムでの世界宣教会議など、海外での教会合同の動向が影響したとも言われる。また、賀川豊彦の「神の国運動」という、いわゆる超教派的な働きも関係したと考えられている。いずれにせよ、日本基督教団成立にいたる合同問題は、この連盟の議題であり続けた。

### 3. 日本社会とキリスト教

一方、こうしたキリスト教を日本社会は簡単に迎え入れはしなかった。近代化、西洋化を進める中で、キリスト教の要素はきちんと排除していった。1868年のいわゆる明治維新に際しても、キリシタン禁制は維持されていた。浦上四番崩れと呼ばれるキリシタン弾圧はこの時期に起きたが、欧米の非難によってようやくキリシタン禁制の高札が撤去されたのが1873年、しかしこれもあくまでも高札の撤去であって、キリスト教公認ではない。いわば黙認である。そして1889年に発布された大日本帝国憲法で、信教の自由が保障されることになっ

---

<sup>5</sup> 宣教師協議会の決議文については、海老沢有道・大内三郎『日本キリスト教史』日本基督教団出版局、1970年、p.181を参照。

たが、これもよく知られるように制限付の自由であり、公認というよりはキリスト教制約を法的に規定したものであった。そもそもこの憲法は、国の機軸を皇室とし、宗教性をもった天皇制によって、キリスト教を排除するものであった。そして、神道を国教化することができなかった明治政府は、神社の管轄を内務省とし、神道、仏教、キリスト教その他の宗教を文部省の管轄とした。行政上も、国家神道とキリスト教には明確な区別があったわけである。それでいて、キリスト教が神道や仏教と並列に扱われているように見える点が、キリスト教を露骨には排除しない明治政府の賢さであり、キリスト教界はそれに乗ってしまうのである。

こうした宗教行政の特徴をいくつか挙げておく。一つはいわゆる神社非宗教論である。上述の役所の管轄の違いのほか、宗教団体法によって法的に規定された概念でもある。後にキリスト教界にも広く浸透することになる。もう一つは、これも宗教団体法と関係するが、公権力による宗教管理である。日本基督教団成立に関して問題になる点である。

このような反キリスト教的な日本社会において、キリスト教が根付くのは容易なことではなく、1890年の内村鑑三不敬事件に代表されるような、いくつもの摩擦を経験することになる。いわば、日本社会における居場所探しに奮闘するのだが、公権力はキリスト教に対して終始冷淡だったというわけではない。例えば先の旧憲法における信教の自由は、制限があるとはいえ、保障されたことは確かである。しかも、明治天皇から「賦与」されたものである。そのため、日本社会や公権力と摩擦が生じると、日本の教会は天皇の後ろ楯を頼りに信教の自由を主張した。しかし先に見た通り、信教の自由そのものは公権力から勝ち取るものであって、賦与されるものではない。この取り違えが、神社参拝容認や、アジア諸国への神社参拝強要の伏線となる。

さらに、1912年の「三教会同」、これは国民道徳振興のため、内務省が主導して神道・仏教・キリスト教の代表者を招き、協力を要請したものである。ここに神社は含まれていないが、公権力からの協力要請は、肩身の狭いキリスト教にとってはありがたいものであった。そこでは、内務省が政教分離の逆を行っていることは、あまり問題ではなかった。

また、1899年、その後1927年、1929年、1939年と、相次いで国会に提出さ

れた宗教法案・宗教団体法案がある。これは、先の神社非宗教論と公権力による宗教管理を規定するものであるが、税制上の優遇措置や何より「認可」というアメが付いていた。ここでも神社は宗教に含まれないが、キリスト教は神道・仏教と並列に扱われる。それを仏教界が嫌って法案は成立しなかったのであるが、キリスト教界では賛否は別れた。特に 1920 年代後半には、日本基督教会やホーリネスが反対した。

しかしメソジストは違っていた。連盟が法案に反対したことを不服として、連盟脱退をほめかすなどした。また、宗教団体法案についての声明を国会に送り修正を求めたが、法案そのものには賛成であった<sup>6</sup>。基本的にメソジストの教派意識は、信仰体験と伝道といった点にあると言えるだろう。それとメソジストが自由主義神学や公権力の施策に対して寛容であったことは、どのように結びつくのだろうか。

さて、このように合同問題には、キリスト教界がもっていた合同志向という内的要因と、公権力の関与という外的要因があると言える。ただ、どちらかの要因だけによって、合同を評価してしまえるほど簡単なことではない。そこで、合同問題の焦点について、もう少し踏み込んでみたい。

## II. 合同問題の焦点

### 1. 日本の教会の合同志向

連盟を中心に合同協議は断続に続けられたが、実際の協議は難航した。その理由が実に興味深い。先の「教派合同機運促進に関する調査委員」は合同に関する調査を行い、「合同案立案委員」を選んで 1929 年 9 月 1 日、「日本基督教諸派合同に関する提案」を公表した。さらに日本聖公会も加わった 12 教派の代表者による修正の協議がなされ、1930 年 7 月に「日本基督教諸派合同修正案」を公表した。「五大綱領」と呼ばれるこの修正案は、聖公会の意向を取り入れながら作成されたが、最終的に聖公会は主教制で合意できなかった。その後、共同調査委員会は教会合同委員会となり、連盟では合同の協議が重ねられた。そし

---

<sup>6</sup> 戸村政博『神社問題とキリスト教』新教出版社、1976 年、p.207

て1937年に「日本基督公会規約（試案）」が公表されたが、日本福音ルーテル教会は「アウグスブルク信条第七条」を持ち出して合同不参加を決議、日本基督教会も教会合同委員会への委員推挙を否決、連盟はさらに合同委員を挙げることを各教派に要請し、協議を続けたが、溝は埋まらなかった<sup>7</sup>。

興味深いというのは、合同協議難航の要因が、主教制、アウグスブルク信条といった、各教派の自己同一性に関係した点である。各派の利害と言えばそれまでだが、これは教派の存在意義が問われたということであり、そこで協議が難航したのはプロテスタント教派としては、まことに健全なことだったと言える。

このように、当時のキリスト教界は合同を志向しており、大勢もそれを望んでいた<sup>8</sup>ものの、信条や職制といった教会の本質にかかわる部分では合意できなかった。合同協議は、もっぱら十五年戦争に突入した不安定な日本社会の中で、キリスト教の存在意義を示すこと、また伝道のための協力といった、ある種の理想とならざるを得なかったことになる。そうするとこの合同志向というのは、教会の本質からは離れた形ばかりものということになる。

## 2. 合同協議進展の契機 一宗教団体法

こうして難航した合同協議であったが、急展開していくことになる。契機の一つは、1939年4月8日成立、翌年4月1日に施行された「宗教団体法」である。この時期に、キリスト教界からは目立った反対はなく、むしろ歓迎された。連盟の総会報告に次のような一文がある。

「我国基督教は明治二十三年憲法制定によつて信教の自由を保証されつゝも、従来深く国民の間に印刻せられたる偏見より解放さるゝ事を得ざる状態にありき。斯くて基督教は従来神道仏教以外の他の宗教の中に繰

<sup>7</sup> この辺りの各教派の資料については、日本基督教団宣教研究所教団資料編纂室編『日本基督教団史資料集』（以下、『教団史資料集』）第一巻、同教団出版局、1997年、第五章を参照。

<sup>8</sup> 石原謙によると、1935年の連盟第13回総会では、75%が原案に賛成していた。石原謙『日本キリスト教史論』新教出版社、1967年、p.217

入れられて、国法上は明確なる存在を欠けるものなりき。

今回宗団法によつて「基督教」が法文上に表はされ国家が基督教団体を公認したるものとして、従来国体との関係に就て偏見や疑惑を有し居りたる者の蒙を啓き迷妄を拭ひ去る機会となるべし<sup>9</sup>。

宗教案や三教会同の時期から、キリスト教が仏教や神道と同列に扱われることへの賛成論は根強くあったが、この時に至ってキリスト教界全体が、公権力の統制と引き換えに、公権力による保護を願ひ出たということである。日本社会の偏見に苦悩してきたキリスト教界は、戦時体制が進むにつれ、新たな偏見や圧力が増しつつあったことを自覚していたのであろう。

宗教団体の法の成立を受けて各教派は、独自の認可申請を目指した。ところが、1940年6月12日、文部省は、認可の目安をとして、50教会、5000名の信徒という数字を挙げてきた。当時この基準に達していたのは七教派しかなく、近い教派の合同が一気に進むことになった。この時点では、連盟や主要な教派は、教会の合同までは考えていなかったことになる。

### 3. 合同協議進展の契機——憲兵の動向

しかし、合同協議を加速させる出来事が起きる。7月31日、いわゆる救世軍スパイ事件である。東京憲兵隊が、救世軍日本本営幹部をスパイ容疑で拘引したのである。つづいて8月25日、今度は渋谷憲兵分隊が賀川豊彦を反戦平和の容疑で拘引した。いずれも、数週間で釈放されたが、キリスト教界への影響は大きかった。特に救世軍は、文部省の行政指導により、名称を「救世団」と変え、英国本部との関係も絶つことになった。

連盟では数日置きに協議が行われ、9月2日には次のような申し合わせをした。

一、我等基督教会は内外の状況に鑑み此の際「外国ミッション」との財的關係を断ち自給独立を決意すること（以下略）。

---

<sup>9</sup> 『教団史資料集』第一卷（前出）、p.188



一、我等基督者は来る十月十七日の皇紀二千六百年奉祝全国基督教徒大会を期して各派合同の決意を声明し、直に合同期成に対し全権を委ねられたる準備委員会を設置す（以下略）<sup>10</sup>。

憲兵のキリスト教への介入は、これだけではない。1938年には、大阪憲兵隊特高課長が、大阪府下の教会に宗教に関する13項目の質問を送りつけた。1942年1月には、ホーリネスの小山宗祐牧師補が函館憲兵分隊に拘引され、拘留中に不審死を遂げる事件が起きた。いずれも、法的妥当性を著しく欠く出来事であり、軍事警察の民間への介入の異様さを表している。ほかにも、1932年の上智大学事件や1935年の同志社大学神棚事件など、軍部のキリスト教への介入がそれまでもあっただけに、救世軍スパイ事件のインパクトは大きかったと言える。

#### 4. 合同協議進展の契機——皇紀2600年

先の申し合せにおいて「外国ミッション」と関係を断つことは、救世軍スパイ容疑事件の反映であるが、さらに留意すべきは「皇紀2600年」である。難航した合同協議を進展させたもう一つの契機がこれである。皇紀とは、記紀（古事記と日本書紀）から算出した神武天皇の即位年（BC660）を元年とする、1873年に太陽暦と共に施行された日本独自の暦である。この年1940年が皇紀2600年であった。歴史的に実在したか疑問視されている神武天皇を起源とするが、戦時下天皇制の狂奔の象徴のようなものである。国威高揚のために国を挙げての奉祝ムード一色となり、万国博覧会や東京オリンピックの開催が決定した。いずれも戦争の影響で中止となるなどきわめて表層的な奉祝ムードであったが、キリスト教界はそれに乗った。

そしていよいよ、教会合同に向けての大イベントが開かれることになった。大政翼賛会発足直後の10月17日、かねてより予定<sup>11</sup>されていた「皇紀二六〇〇年奉祝全国基督教徒大会」が、青山学院の校庭で開催された。そして次のよ

<sup>10</sup> 『教団史資料集』第一巻（前出）、p.274

<sup>11</sup> 聖教会の機関紙『靈光』第328号（1940.10.10）p.8に載っている「趣意書」の日付は「昭和十五年八月」

うな宣言がなされた。

神武天皇国を肇め給ひしより茲に二千六百年 皇統連綿として彌々光輝  
を宇内に放つ此の榮ある歴史を懐うて吾等転た感激に堪へざるものあり  
本日全国にある基督信徒相会し虔んで

天皇陛下の万歳を壽き奉る 惟ふに現下の世界情勢は極めて波瀾多く一  
刻の偷安を許さざるものあり

西に欧州の戦禍あり東に支那事變ありて未た其終結を見ず此の禍中<sup>12</sup>に  
ありて我国は能く其針路を謬ることなく国運国力の進展を見つゝあり  
是れ寔に天佑の然らしむる所にして 一君万民尊嚴無比なる我国体に基  
くものと信して疑はず 今や此の世界の変局に処し国家は体制を新にし  
大東亜新秩序の建設に邁進しつゝあり 吾等基督信徒も亦之に即応し教  
会教派の別を棄て合同一致以て国民精神指導の大業に参加し進んで大政  
を翼賛し奉り尽忠報国の誠を致さんとす

依て茲に我等は此記念すへき日に方り左の宣言を為す

一、吾等は基督の福音を伝へ救霊の使命を全ふ<sup>13</sup>せんことを期す

一、吾等は全基督教会合同の完成を期す

一、吾等は精神の作興道義の向上生活の刷新を期す

右宣言す

昭和十五年十月十七日皇紀二千六百年奉祝全国基督教信徒大会<sup>14</sup>

キリスト教界に内在していた合同の意向は、宗教団体法という法律の影響、  
文部省や憲兵などの公権力の圧力、そして皇紀 2600 年という異教的な奉祝ム  
ードや、新体制運動という日本社会の迷走などが作用した結果、決意として表明  
された。そしてこの宣言に見られるように、天皇制を中心とした国家体制とそ  
の方向性が、教会の体制や使命と同じであるという、あくまでも教会の主体性

---

<sup>12</sup> 『教団史資料集』では「渦中」

<sup>13</sup> 『教団史資料集』では「完ふ」

<sup>14</sup> 『靈光』第 332 号 (1940.11.7) p.6、なお『教団史資料集』第一巻 (前出)、p.275  
参照。

が先行しているという自己理解は崩されていない。

「教団の結成が時局の進展のただ中で行われ、国家の要請に応える面のあったことは、否定することはできない。それと同時に、ここに宣言されている事柄が、この大会に参集した信徒たちの、心よりの祈りであり、願いであったことも明らかである」<sup>15</sup>と「日本基督教団史」は伝えている。確かにその祈りと願いに偽りはなかったであろうが、教会の信仰に似て非なるものが混入している中で、あるいは意識的に取り入れた上での「心よりの祈りであり、願い」とは何を意味するのか。「神話の起源を主張する国家の祝典に、キリスト教徒が祈りの祭壇を築き、異教的なヴィジョンを立ちのぼらせながら、人々が『みたまよくだりて』を歌ったとき、くだってきた『み霊』は、いかなる諸霊だったのか」<sup>16</sup>。

#### 5. 非主流派の合同志向

ここで、ホーリネス系諸教会の合同志向について触れておきたい。1901年に中田重治とカウマン夫妻によって始まったホーリネス運動は、1917年に東洋宣教会ホーリネス教会を設立、1919年と1930年の「リバイバル」などによって教勢を伸ばしたが、1933年、中田の再臨信仰とユダヤ人問題をめぐって車田秋次ら聖書学院教授と対立し、1936年に分離した。中田派は「きよめ教会」、車田らは「聖教会」を名乗り再出発した。

主流諸教派との違いの自覚していたホーリネス教会は、連盟とは意識的に距離を置き、その合同運動についても傍観していた。その一方で、バックストンの流れのグループなど、いわゆるきよめ派との連携は模索していた。1930年秋、聖書学院で開かれた全国リバイバル聖会を機に、「再臨準備リバイバル同盟」の設立が議された。しかし、この協議はそれ以上進展せず、先の分離騒動で立ち消えとなったが、そこで志向されたのは基本的に信仰の一致、霊的一致であり、信仰告白や職制といった教会論的な発想とは異なるものであった。

分離以降、「ホーリネス」にとっての合同問題は、他教派と同じく、「時局」

<sup>15</sup> 日本基督教団史編纂委員会『日本基督教団史』日本基督教団出版部、1967年、p.99

<sup>16</sup> 小野静雄『日本プロテスタント教会史 上』聖恵授産所出版部、1989年、p.112

に応じるものとなっていった。きよめ教会では、中田が分離直後から連盟加入の意向を表明し、1938年11月に加入。翌年、中田重治は死去するが、その後、宗教団体法成立に際しては、独自の認可手続きはとらず、日本基督教団に第9部として加わった<sup>17</sup>。

一方、聖教会はキリスト教界の合同の動きを意識しながらも、合同は靈的一致を前提とするというような信仰論をまだ主張していた。しかし、日中戦争勃発以降、「時局奉仕」については連盟との協力が緊密になり、宗教団体法成立後は独自の認可を目指したが、きよめ教会から一年遅れて1939年11月に連盟に加入、日本基督教団成立に際しては第6部として加わった。聖教会は、分派は「各人が己が信仰の自由を要求する所の、靈魂の深慮より発する叫びの表現である」と言って、ホーリネス分離に至った自派の経緯を正当化していたが、教派としての存在意義を表明するには至らなかった。そればかりか、認可申請の段階で教義を変更したが、それは文部省の指導や国体明徴論によったと記録されている<sup>18</sup>。

またこの時期、聖教会は連盟加入よりも「東亜聖化同盟」に関心をもっていた。これは、日本自由メソヂスト教会、日本伝道隊、日本イエスキリスト教会など「純福音各派」と提携して、1939年に結成されたものだが、連盟に対抗するものではなく、同盟加盟団体が共に連盟に加入することを協議し、「時局奉仕や政府との連絡等に於ては基督教連盟加入者として行動」するのであって、「靈的運動と聖徒の交際」<sup>19</sup>に主眼があるというものであった。実際、東亜聖化同盟の結成と、聖教会の連盟加入の時期は非常に近い。しかし、「興亜奉公日設定、銃後援強化週間実施」などの文部次官通達が毎週のように掲載される状況の中で「靈的」であることは容易ではなく、同盟結成の聖化大会（1939年10月31日～11月3日）最終日の連合礼拝で「明治節の事でもあり君が代を歌ひ宮城遥拝をした」<sup>20</sup>とあるように、天皇制とも無関係ではなかった。この聖化同盟

---

<sup>17</sup> 『第六年会記録』きよめ教会本部、1941年

<sup>18</sup> 『靈光』第328号（1940.10.10）、安倍豊造『聖靈行伝第六卷 悪より救い出し給え』キリスト新聞社、1962年、p.195、米田豊『上申書』未公刊 等を参照。

<sup>19</sup> 『靈光』第280号（1939.11.9）p.1

<sup>20</sup> 『靈光』第282号（1939.11.3）p.7

も、合同問題についてはすぐに足並みが乱れ、結局は日本基督教団に加わっていくのである。当時の機関紙によれば、この同盟結成の協議は新体制に即応する政治的なものであり<sup>21</sup>、ここでも聖教会など「純福音各派」にとっての合同問題は、教会論的なものではなかったばかりでなく、純福音各派の存在意義もあまり重視されていなかったことが分かる。

このように、聖教会の「合同観」も、主流諸教派の中で合同を希望していた人々が楽観視していたのと同様、信仰的な一致や伝道の協力といった事柄にとどまり、教会の本質をめぐる問題に触れられることはなかった。むしろ、教会の本質が問題とならなくなったところで合同は進み、ほとぼりが冷めたところで聖教会は連盟に加入したとも言える。そして教会の「協力」は、時局に応じるものとなり、それさえも伝道など教会のわざだという自己理解が横行することになる。

### Ⅲ. 日本基督教団の成立

#### 1. 合同協議の最終段階

話しを元に戻す。信徒大会翌日の18日から翌年3月にかけて、「教会合同準備委員会」が計8回（創立総会前日に第9回）開催された<sup>22</sup>。信条、機構、教職、財務などの小委員会が設けられ、具体的な合同についての協議がなされた。しかし、特に信条と機構をめぐる議論は、ここでも紛糾した。信条をもつ単一組織を主張する日本基督教会と、ひとまず各教派の伝統を残すブロック制の導入を主張する組合教会などの意見が対立したが、単一組織を理想とすることとして信条問題が論じられた。

使徒信条の採用などで合意し、「前文」が作成されて、第6回合同準備委員会（1940年2月12～14日）に提出された。焦点となったのは、「前文」の「父と

<sup>21</sup> 『靈光』第329号（1940.10.17）p.1

<sup>22</sup> 教会合同準備委員会の記録については『教団史資料集』第一巻、p.277以下参照。また、都田恒太郎『日本キリスト教合同史稿』教文館、1967年、p.184以下、土肥昭夫『日本プロテスタント教会の成立と展開』日本基督教団出版部、1975年、p.239、『日本プロテスタント教会史 上』（前出）、p.113を参照。

子と共に拝み崇めらるゝ聖霊」という文言と、使徒信条の「聖なる公同教会（即ち）聖徒の交わり」〔括弧は原文のまま〕の部分であった。前者は聖霊の神性を強調する文であり、後者はプロテスタントの教会観の表明ということで日本基督教会が譲らず、またルーテルも自らの教派の自由を主張し、この二教会以外の賛成で採択された<sup>23</sup>。

しかし、日本基督教会とルーテルがそれぞれの教会へ持ち帰っても承認される可能性が低いことから、再度協議がなされた。また、合同準備委員会にオブザーバーで加わっていた日本聖公会は、使徒以来の監督職の継承という「使徒継承 Apostolic Succession」の問題で折り合いが合わず、合同協議から離れた。後に聖公会は、合同への賛成派と反対派に分かれることになる。

さて、一つの信条による完全合同にこだわっていた日本基督教会は、第7回合同準備委員会（1941年2月25～26日）で、困難打開のためにブロック制の採用を申し出た。議論はなお紛糾し、決定にも至らなかったが、機構特別委員を挙げて検討を続けることとした。この委員会において、完全合同の可能性はなくなったといえる。議長が各教派から機構特別委員を指名したが、聖教会からは菅野鋭、きよめ教会からは大江捨一が挙げられた。

機構特別委員会は、約一ヶ月の間に5回の会合を開き、ブロック制採用を附則に入れた教団規則要綱を第8回合同準備委員会（1941年3月25～26日）に提出した。会期中、議長らが文部省を訪ね、機構変更の了承を求めた。結果、宗教団体法第三条三項の「教義の大要」を信条に代えることとし、第6回合同準備委員会で採択された信仰告白は撤回された。機構もブロック制を採用することにより、職制問題は教会の本質にかかわる課題というよりは、単なる組織論となった。合同教会の名称も「日本基督教団」とすることが、満場一致で可決された。ここに、日本基督教団が成立することが実質的に決まった。神学論議のように紛糾した議論であったが、結局は公権力の目論見どおりのところに納まったのである。

---

<sup>23</sup> 『教団史資料集』第一巻（前出）、p.298

## 2. 合同協議での心境

最終段階の合同協議には、聖教会からも代表者が参加した。しかし、議論に深く関わった形跡はない。先の救世軍スパイ事件を受けての連盟の申し合わせの「外国ミッションとの断絶」について、次のように報告されている。

「然るに我日本聖教会は感謝すべき事には、当初より歴史的には東洋宣教会幹部の一二と個人的関係があるが、経済的には外国との関係は全く無関係である。過般合同協議の当初、座長は多少に拘らず外国との関係なき教団はないのだから云々との言をいはれたといふが、我等の代表は其言は我教会を無視したかの如くに響き、此に我聖教会ありといひたかつたといつて居た。聖教会は大教会を以て任ずる教団等からは歯牙にかけられぬか知らぬが純国産基督教会此処にありといひ得る誇をもつて居る」<sup>24</sup>。

「いひたかつた」とは、実際には言っていないということだろう。大教会と聖教会の力関係や、主流諸教派に抱いた心境を見てとることができる。実は、聖教会の合同問題の報告記事には、こうした記述が多い。

「我等は時代の流と妥協したとか或力に屈服したのではないかなどといふ末梢神経的な考へ方を捨て、(中略)神の摂理のある事を認識し自主的に合同に参加すべきである。有体にいへば我等は信仰にも伝道法にも余りに特異性があるので困難があるべき事をも認め、又今迄余りに侮られ除外せられたかに思ふひがみから気分の上で割切れぬものがないでもないし、大教会に呑まれてはといふ憂も多少ないでもないが、然し今は各々が自己教団本位に考へ教団に立籠つて割拋すべきは許されぬ」<sup>25</sup>。

「我等は他教会と同様、歴史と伝統ある我教団としては解消して大世帯の中に雑居せねばならなくなるとすれば、徒に自惚であつてはならぬが、さ

---

<sup>24</sup> 『靈光』第326号(1940.9.26)

<sup>25</sup> 『靈光』第326号(1940.9.26)

りとして卑屈であつてもならぬ。程度が低いのが頭が足りないのと侮られはしても、伝道には熱心であり、福音を平易に説く大衆運動には到底適はぬと、心ある者からは敬意をもたれて居る。我等は智識に乏くとも思想も亦浅くとも、靈魂を救ふ御用さへ出来れば満足である」26。

### 3. 戦時下の日本基督教団の歩み

1941年6月、創立総会が開かれ、11月には教団規則が認可された。

悲壯感を漂わせながら合同に踏み切ったホーリネスは、日本基督教団内にあって辛酸をなめることになる。1942年6月にホーリネス弾圧事件が起きるが、それは日本基督教団の一員であるホーリネス系教会と牧師が対象だった。当時の教団幹部の自己保身の言葉が特高資料に残っている<sup>27</sup>。「学的程度が低く且聖書神学的素養不十分」、「キリスト教における天理教」、「不純なもの」等々というホーリネス評は、先の聖教会の主流諸教派への心境が、一方的な自己卑下ではなかったことを示している。1943年には、文部省はホーリネス系教会に対する認可取り消しなどの行政処分を行った。日本基督教団は、いわゆる不服申し立てのような手続は行わなかった。教団執行部にはホーリネスに対する悪意だけがあったわけではないが、実際には行政処分の執行機関の役割を担い、それは教団とホーリネス関係者との間の溝となって、戦後も長く続いた。そして、ホーリネス弾圧が契機となり、部制は解消される。つまりは教派性の解消である。

筆者が属する日本ホーリネス教団は、1997年に「日本ホーリネス教団の戦争責任に関する私たちの告白」を採択し、戦時下のホーリネスの歩みにも多くの過ちがあったことを公表した。それゆえ、戦時下の日本基督教団を一方的に悪く言うつもりはないが、割り切れない思いが残っていることも確かである。

---

<sup>26</sup> 『靈光』第328号(1940.10.10)

<sup>27</sup> 同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会編『戦時下のキリスト教運動 3』新教出版社、1973年、p.144



#### IV. 今日の課題

##### 1. 日本基督教団成立の評価をめぐって

さて、日本基督教団成立については、二通りの評価があると記した。一つは、合同は教会の主体的決断であるという積極的评价である。日本の教会に合同の志向があったことは確かである。そして合同協議の内容を見ても、その最後の段階に至るまで教派性が問われていることは評価すべきであろう。しかし、それは一致の方向へは進まなかった。そして教派性の自己理解が教会の在り様を決していたとも言い難い。公会主義という便宜的な理想を着地点としたのであって、それは神学的思索の結果ではなく、教派性を捨てるということになった。しかし、教派性を捨てた教会は、教会ではなくなる。戦時下の日本基督教団の歩みは、そのことを表している。

もう一方の公権力の圧力に屈したという消極的评价であるが、これについては否定のしようがないであろう。許認可権を持つ文部省に対しても、法的妥当性を欠く軍部・憲兵の横行に対しても、思想・信条といった人間の内に目を光らせ、実際に踏み込んできた内務省・特高に対して、キリスト教界にこれといった抵抗は見られなかった。もちろん個人の信仰の戦いの例はあり、それは正しく評価されるべきだが、それを見出して金科玉条のように振る舞うのは浅ましい。しかし、戦時下の教会の妥協をただ批判することにもあまり意味はない。

問題なのは、公権力への従属が信仰の主体性と結びついたことであろう。ことに天皇制の精神作用に、当時のキリスト者が抗ったようには見えないのである。そうではなく、教派を問わず天皇や公権力に従順である、すなわち良き日本人であることをアピールした。それによって火の粉を振り払おうとしたし、身内を切り捨てることもしたのだが、それは結果であって、当時のキリスト者たちは、心底良き日本人であり良きキリスト者であろうとしたと考えられるのである。これは、ホーリネス弾圧時の教団幹部のホーリネスを切り捨てる発言の中にも見られるし、実はホーリネス弾圧の裁判戦略の中にも見出されるのである。つまり教派を超えた感覚なのである。内村鑑三や植村正久、小崎弘道といった第一世代の指導者たちの言動にも、異なる教派意識と共通する天皇観を

見てとることができるが、それは戦時下の各教派においても当てはまるといえないか。本来、教派を超えた共通の信仰はキリスト告白であろう。しかし戦時下の教会においては、キリスト告白よりも天皇観の共通性の方が目立つ。先に日本の教派を神学的な規定だけでは説明できないと記したのは、この点である。宗教性を帯びた天皇から賦与された信教の自由のもとでは、教派は形成できなかったと言えるのではないか。

## 2. 今日の課題

まず、日本社会とのかかわりであるが、ひとつ土俵となるのは憲法であろう。大日本帝国憲法の信教の自由は、天皇から賦与されたものであったが、現行憲法の信教の自由は全く異なる。ただし、日本の教会はこの自由を自ら勝ち取ったと言えないだろう。現行憲法を戦勝国による押し付けだとは全く思わないが、「信教の自由に」については与えられたという面は否定できない。そうであれば、信教の自由・政教分離原則について私たちは、かなり意識的に自覚する必要があるだろう。教派性を問うことは、そうした作業のひとつであると筆者は考えている。正義を叫ぶだけではどうにもならない。

このことは、現行憲法の立憲主義について確認することにもつながる。善良なキリスト者は、憲法は国民が守るものと考えがちだがそうでない。国民が権威を付託した為政者の権力を制限するのが憲法であり、この点が曖昧になると信教の自由は「お上」に守ってもらうものという、戦前と同じ感覚に陥りかねない。実際、現在の憲法論議の最も重要なのは、この点ではないかと思う<sup>28</sup>。

もう一点、日本社会とのかかわりでやっかいなのは、神社非宗教論である。靖国神社問題など、戦後も今日に至るまでキリスト教界の課題であり続けている。ただ、こうした課題に関心を抱くことは信仰とは別の問題であり、教会に混乱を招くと理解されがちなのは不幸なことである。戦前の教会が、宗教行政に次第に足をすくわれて行ったと同じことが今日も起き得る。これも、今日の憲法論議ではかつてないほど露骨に論じられている。自民党の憲法改正草案を引用する。

---

<sup>28</sup> 自民党「日本国憲法改正草案」（2012年4月27日）第102条参照。

第二〇条 信教の自由は、保障する。国は、いかなる宗教団体に対しても、特権を与えてはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及び地方自治体その他の公共団体は、特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない。ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない。

曲者はこの第3項である。総理大臣の靖国神社参拝や、天皇代替わりの一連の宗教行事が「社会的儀礼、習俗的行為」と見なされれば、いずれも合憲ということになる。キリスト者も「合法的」に神社参拝ができる(!)日が来るということだ。これらは戦時下の教会が直面し挫折した問題であるが、全く今日の課題になってしまっている。

最後に、教会の課題に簡単に触れる。余談だが、プロテスタント宣教150年<sup>29</sup>という2009年、日本基督教団は「日本伝道150年宣言」を發した。その中の「日本基督教団は神が働きたもう歴史の必然により生まれた公同教会であり、簡易信条、公会主義の伝統を受け継いでいます」<sup>30</sup>の一文には正直驚いた。公会主義というのは、理想であり便宜的なものであるが、神学的思索の結果ではなく、教会合同に際してはその正当化の言い訳のようなものである。公会主義を標榜することによそ者が口出しする必要はないかもしれないが、本稿で見たように教団成立の歴史を共有しているホーリネスに属するものとして、自己批判の思いを抱きつつも、教団成立を公会主義というのは詭弁と言わざるを得ない<sup>31</sup>。

---

<sup>29</sup> この150年という括りに関する問題については、第5回日本伝道会議・プロテスタント宣教150年プロジェクト『日本開国とプロテスタント宣教150年』いのちのことば社、2009年を参照。

<sup>30</sup> 日本基督教団日本伝道150年記念行事準備委員会編『キリストこそ我が救い』日本基督教団出版局、2009年、p.291

<sup>31</sup> 拙稿「日本は一つ!? 震災から考える日本宣教」『差し迫った危機に向かって』日

繰り返しになるが、日本の教会の自己同一性について、真剣に考えるべき時代であるように感じる。神の啓示、キリストの救いという絶対性に生きるのが我々キリスト者であるが、我々自身が絶対なのではない。あらゆるものが相対化される時代の中で、福音宣教に携わるのは容易なことではない。そこでこそ教派性を問うことに意味があると思う。愚直に、福音に生きるものでありたいと願わされている。

付記：おわりに

学会での発題後、日本基督教団が公会主義の伝統を受け継いでいるというのは詭弁だという筆者の発言に対し、批判的なご意見をいくつかいただいた。単に、立場の違いによる意見の相違というよりは、本稿冒頭に記したような思いの交錯が感じられ、筆者としてはありがたい体験だったと思っている。

その批判的なご意見に対する反論をここに記すことは、あまりフェアではないと思うので、今後対話の機会に恵まれることを願いつつ、いくつかの問いを記すにとどめる。一つは、筆者の発言を受け入れ難いのご意見があったが、それは筆者がホーリネスに属しているからか。もう一つ、日本基督教団の存在意義を、公会主義をいう言葉を使わずに表明できないか。

(日本ホーリネス教団・鶴沼教会牧師、元住吉キリスト教会牧師)